

アンケート「DPI北海道ブロック会議」への回答

回答者 日本共産党市議候補 村上ひとし

1-1

○充実することが必要である

在宅生活を願う施設入所者や障害者にとって、地域社会の中で人間関係を築いて、普通に暮らしていくことは一人の人間として当たり前の願いです。健常者であっても、普通に安心して生きることが困難な社会において、弱者と呼ばれる障害者はさらに地域での生活は困難な状況です。障害の有無にかかわらず、誰もが当たり前に生活できる地域社会でなくてはなりません。

そのためには、予算の拡充と地域生活の定着支援をはじめとした担当職員の配置強化を求めます。現実には、予算が削られグループホームなど地域移行する場合をとっても、職員の非正規雇用が非常に多く、専門性に乏しく配置もギリギリです。

また、障害者当事者にとって「親亡き後の問題」という切実な課題も抱えています。地域生活に関する実態調査を行い、訪問介護や障害者への医療助成制度の拡充、移動時や緊急時の支援、働く場や住まいの確保など取り組みを進める必要があります。

2014年に批准された障害者権利条約と、とりわけその19条の「自立生活条項」の具体化へ、自己責任・家族責任を前提とせず、公的責任を明確にした「地域生活の実現」を障害者政策の柱として、障害福祉サービスの拡充をすることが喫緊の課題だと考えます。

なお、日本共産党札幌市議団は、令和5年第1回定例会において党市議団が呼びかけて提出した、「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの柔軟な運用を求める意見書」が可決されました。これは、村上ひとし市政事務所が市民から受けた相談をもとに、市議団が作成し提出したものです。意見書の要旨は、現在の障害福祉サービスの利用条件などが就労実態と合致しておらず、就労継続が困難になるケースが生じていることから、国に対して障害者が社会に出て働く多様で豊かな意義を考慮し、一般企業で就労する障害者の現状に即した障害福祉サービスの柔軟な運用を求めるというものです。

1-2

○再検証して計画的に実施する

障害者施策を進めるに際して、障害者施策や意思決定へ当事者の参加と意見の反映は大前提です。重度訪問介護の非定型の導入は当然ですが、約半数が当事者で構成される「検討会」の提言とは異なる内容であってはなりません。実施すべきは、当事者にとっての「真に必要な介護」です。その改善に向けて、早急に再検討をすべきです。

1-3

○見直しが必要である

「検討会」が取りまとめた意見書では、非定型に関する考え方（指針）を作成することが効果的だとし、その際に「新たな定型基準にならないようにすること」としています。市の作成した「手引き」により、支給認定から外れ、訪問介護が受けられない事態も考えられます。「手引き」の作成は、あくまで障害当事者の一人一人の障害状況に応じて個別に対応することを本旨とする非定型のあり方にかかわる問題であり、現場の声に即した形での見直しが必要です。

1-4

○一定の要件のもと利用可能とする

共同生活援助の入居者が訪問系サービスを利用できなければ、帰宅時の生活がひと時も成り立ちません。一時帰宅は社会生活を営む上での権利であり、自己責任や家族の責任にしてはなりません。国や他の自治体が一定要件のもとで認めるものを札幌市が認めないならば、障害者福祉の重大な後退です。以前のように利用できるよう改善すべきです。

1-5

○必要な場合は利用可能とする

サービスの利用は基本的人権としての生存権を保障するためのものです。手帳の所持を必須として緊急保護が遅れるようなことがあれば、命にかかわる問題です。まして、当事者、家族、支援者、行政担当が必要不可欠と一致するなら、利用の判断はできるはずです。市は公的責任を果たすうえで最も重要なことが何かをふまえて、本来のサービスの主旨が全うされるよう、必要な場合の利用は認めるべきです。

1-6

○育児支援を実施する

国において育児支援を認めているのに、札幌市で利用できないのであれば不合理です。実施できるように改善すべきです。

1-7

○支援を充実する

障害福祉サービスは地域生活を保障するために存在しているものですから、上限時間が足りなければ引き上げるべきです。施設入所を希望しないにもかかわらず事実上施設入所の選択肢しか残されていないという状況はあってはなりません。人権を保障する立場に立ち返り、個別の生活実態を考慮して拡充するよう求めます。

2-1

○計画的に進める

インクルーシブ教育は、教育現場において分離されずに教育を受けられるよう、障害者権利条約で提唱され、昨年9月に日本が国連から勧告を受けたものです。道内では、根室市の小学校でドイツの先例を踏まえた取り組みが今年度から始まります。札幌市も当事者や関係者を含めた検討を始め、少人数の学校でモデル校的な実施の検討を求めます。

同時に、インクルーシブ教育の実践には手厚くきめ細かい教室・学校運営が不可欠であり、教育環境で少人数学級・小規模校の推進が必要です。いま札幌市が進める学校統廃合や義務教育学校の推進は、かえって大規模校化を促すものであり、根本から見直すべきです。教員の増員と少人数学級を進め、1クラスの定員を25人、20人へと引き下げて、環境整備を進めるべきです。

さらに、インクルーシブ教育は、「排除」をなくして子どもの発達を最大限保障することを目指すものであり、通常学級への在籍だけを目的化せず、誰もが教育を受ける権利を奪われない環境整備を不断に追求すべきです。その為にはやはり、予算と人手が必要です。全ての子どもたちが理解できる授業にするためには、その準備に膨大な時間と手間がかかります。さらに、子ども一人ひとりの特性に応じて対応でき

る専門性のある職員も必要です。病気やけがの後遺症などで介助が必要な場合にも、人材の確保は不可欠です。

2-2

○入学を拒否しない

地域の学校への入学について一律拒否はとらないことにすべきです。同時に、インクルーシブ教育の推進を検討するなかで、どの普通学校であっても就学できるよう、環境を整備すべきです。学校側は、今の学校施設や人員体制では対応できないと考えている場合が多く、やはり予算を拡充していくことが必要です。

2-3

○公的責任として確保する

示されているいずれの事例も、公的責任で解消すべきことであり、改善すべきです。特に、看護師など医療職の専門家を学校に配置することは医療ケアの必要な子供が安心して通うために必要です。

党議員団の長屋市議は、障害児の保護者が修学旅行への同伴を求められたことについて相談を受けて議会で質問、市宿泊研修で教職員の同伴がかなわず、保護者も都合がつかなかったことから子どもが参加できなかった事例があるとして、「学びのサポーター活用事業」の拡充を求めました。すべての学校で合理的配慮が提供できるように、支援のための教員など人員の拡充や学校設備のバリアフリー化も求めます。

また、教職員の研修が必要です。障害のある子どもたちと健常者の子どもたちが共に分け隔てなく学ぶ合うために教職員も育ちあう必要があります。そのためにも人員を確保して、学べる時間を保障する必要があります。